

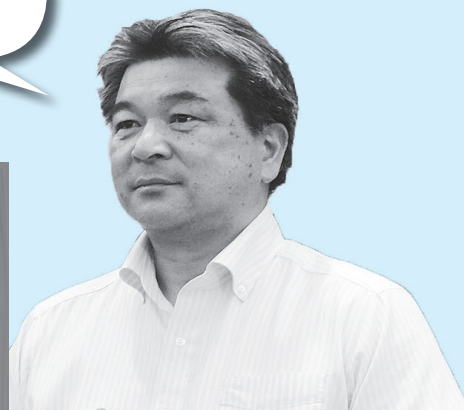
包括支援センターの 効果検証を



町長

各地域での活動が
浸透しつつある

原
利
幸



質問

平成29年度から地域包括支援センターが3カ所となった。より手厚い支援が可能になったが、センターの運営には予算がついている。人口比でも他の自治体に比べ、やや多い3カ所の地域包括支援センターの体制について、効果をどう考えるか。

答弁

町長 高齢者の相談に、より身近な地域で対応し、権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防等の必要な支援を行う包括的な総合相談窓口として、平成29年度から町内2カ所の法人に業務委託をし、センター間の総合調整や後方支援を行う基幹的な機能を持つ、地域包括支援センターやくぼとあわせて、町内3カ所の体制とした。設置から1年が経ち、委託した地域包括支援センターもそれぞれの担当地域での訪問活動等が浸透しつつあり、地域住民とのつながりも構築されてきている。



3カ所になった包括支援センター

**施設福祉サービスと
生活保護の関係は**

質問

第7期玉村町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施設福祉サービスの充実の項目では「施設の入所に際し、経済的な事情の改善に向け、生活保護の適用の検討を行う」とある。生活保護を適用する条件とは何か。また、どのようなケースを想定しているか。

答弁

町長 経済的な理由で施設への入所をためらうような相談があった場合に、生活保護制度を案内している。本人や家族と面談の上、生活保護の実施機関である伊勢崎保健福祉事務所へつなげている。具体的なケースとして、夫婦間での虐待があったケースや高齢者のホームレスの施設入所の際に生活保護を適用したことがある。

昨年度の相談件数が、全体で延べ872件あり、今後も増加するものと推測されることから、近い将来到来する高齢化の波に柔軟に対応できるように準備しているものである。